

当院は、「保険医療機関」です。また、「DPC(診断群分類)対象病院」のため、入院医療費は包括評価と出来高評価を組み合わせで計算しています。

● 入院時食事療養費について

◎ 入院時食事療養(I)

なお、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

● 選定療養及び保険外併用療養費について

(1) 当院には、特別の療養環境の提供に係る病床(室料差額徴収病床)が87床あり、その料金は次のとおりです。

区分	単位	金額
A室使用料(特別室)	1日につき	13,200円 【12,000円】
B室使用料(特別室)	1日につき	6,600円 【6,000円】
C室使用料(個室)	1日につき	5,500円 【5,000円】

【】内は、消費税法別表第1の第8号に該当する場合(非課税)

○ A室使用料を徴収する個室 … 6床

607	722	822	901	922	1022
-----	-----	-----	-----	-----	------

○ B室使用料を徴収する個室 … 16床

611	612	613	615	1103	1105	1107	1108	1111	1112	1113	1115	1116
1117	1125	1126										

○ C室使用料を徴収する個室 … 65床

501	502	503	505	506	507	508	510	601	602	603	605	606
703	705	706	707	712	713	715	716	717	718	720	721	801
802	803	805	806	811	812	813	815	816	817	818	820	821
902	903	905	906	907	912	913	915	916	917	918	920	921
1001	1002	1003	1005	1006	1007	1013	1015	1016	1017	1018	1020	1021

(2) 初再診に係る特別の料金

一般病床が200床以上の地域医療支援病院は、病院と診療所の機能分担を図るという趣旨から、

他の医療機関からの文書による紹介なしに直接来院されて初診を受けられる場合:(A)

他の医療機関に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診される場合:(B)

については、原則、初再診に係る特別の料金を負担いただきます。

(A) 初診に係る特別の料金 7,700円【7,000円】

(B) 再診に係る特別の料金 3,300円【3,000円】

【】内は、消費税法別表第1の第8号に該当する場合(非課税)

※緊急その他やむを得ない事情がある場合は負担の必要はありません。該当するのは次のとおりです。□

①救急車で来院したとき

②救急車以外で来院した患者で、即日入院したとき

③労働者災害、公務災害で認定傷病により受診したとき

④国の公費負担医療制度の受給対象の患者(医療扶助、更生医療、育成医療、指定難病、小児慢性特定疾患等)

⑤地方単独の公費負担医療制度の受給対象患者(重度心身障害者等)

◆乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等医療費支給制度は該当しません。

⑥現在受診中の診療科より他の診療科を院内紹介されたとき

◆担当医が他の診療科の受診が必要と判断した場合に限る(患者さんの希望による受診は除く)

(3) 入院期間が180日を超える入院に係る特別の料金

入院期間(今回の入院以前3か月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む。)が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、180日を超えた部分の入院基本料の100分の15を「入院期間が180日を超える入院に係る特別の料金」として負担(全額自己負担)していただきます。

この場合、100分の85については、保険外併用療養費として保険者から給付されますが、この部分についても保険の負担割合に□応じて自己負担が必要です。

徳島市民病院